

熊谷市景観計画の変更及び熊谷市景観条例の改正（案）

1. 経緯・目的

熊谷市独自の屋外広告物条例の制定が予定されていることのほか、過去8年間の届出制度の運用により一部変更が必要になったことを含め、熊谷市景観計画を下記のとおり変更します。

併せて、景観計画と一体となって運用され、景観行政を運用していく根拠となる熊谷市景観条例（平成21年条例第32号）についても、必要な改正を行います。

2. 熊谷市景観計画の変更内容

(1)屋外広告物の表示等の制限に関する事項について

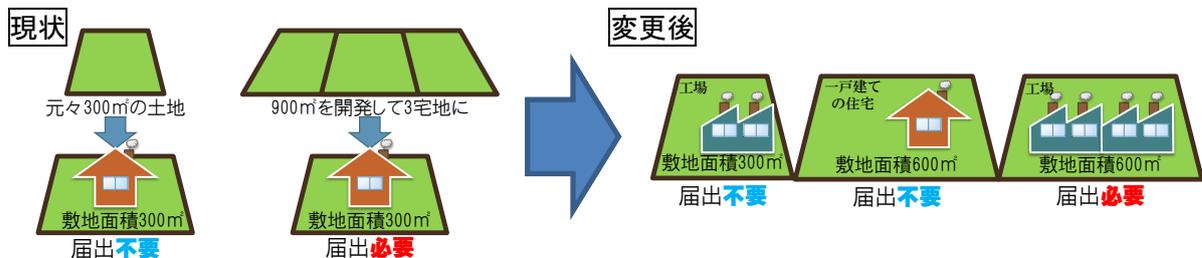
これまで「埼玉県屋外広告物条例を適切に運用する」旨を記載していたものを「熊谷市屋外広告物条例を適切に運用する」に変更します。

(2)良好な景観の形成のための行為の制限のうち、届出対象行為ごとの規模と景観形成基準について

①開発行為の届出対象行為

現 状 500㎡以上の開発行為

変更後 予定建築物等の敷地の面積（複数の敷地を含む行為においてはそれぞれの敷地の面積）が500㎡以上の開発行為で、かつ、用途が一戸建ての住宅以外であるもの



②屋外における物件の堆積の届出対象行為

現 状 屋外において行う土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積のうち当該物件の堆積に係る土地の面積が500㎡を超え、又は堆積物の高さが1.5mを超えるもの

変更後 屋外において行う土石、廃棄物、再生資源、その他市長が定める物件の堆積のうち当該物件の堆積に係る土地の面積が500㎡を超え、かつ、堆積物の高さが1.5mを超えるもの



3. 熊谷市景観条例の改正内容

(1) 屋外広告物条例に関すること

熊谷市景観審議会の調査審議事項に「熊谷市屋外広告物条例の規定により審議会の意見を聴くこととされた事項」を加えます。

(2) 届出を要する行為等に関すること

上記の熊谷市景観計画の変更内容を反映した改正を行い、併せて工作物の記載について文言整備を行います。

4. 開始予定時期

計画変更や条例改正等の整備を行い、周知期間を確保したうえで実施するため、平成31年4月1日からの施行を予定しています。